

福岡市公報

令和 7 年 3 月 27 日 第 7131 号(別冊 5)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次

ページ

監査委員

○福岡市監査基準の一部改正(規程第 1 号) 1

監査委員

福岡市監査基準の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市監査委員	阿部 真之助
同	高木 勝利
同	水町 博之
同	千々松 英樹

福岡市監査委員規程第 1 号

福岡市監査基準の一部を改正する規程

福岡市監査基準(令和 2 年福岡市監査委員規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「自ら」を削る。

第 3 条第 1 項第 4 号中「、また、予算の執行状況等が適正であるか」を削る。

第 8 条の見出しを「(監査等の方針及び計画)」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう」を「前項の方針を踏まえ」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

監査委員は、監査等を効果的かつ効率的に実施するための基本的な方針を策定するものとする。

第 20 条を次のように改める。

(市民への情報提供等)

第 20 条 監査委員は、監査等の情報を市民に対し分かりやすく提供しよう努めるものとする。

2 第 17 条第 3 項、第 18 条及び前条第 1 項の規定による公表並びに前項の規定による提供の方法については、監査委員が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。